

令和6年5月17日

内閣総理大臣認定適格消費団体
特定非営利活動法人消費生活ネットワーク新潟
理事長 堀田 伸吾 様

〒950-2076 新潟市西区上新栄町5-14-51
有限会社 三興開発
代表取締役 西田 勝正

貴団体より令和6年5月15日付けでいただきました件ですが令和6年1月24日付再々申込書の回答については、別紙のとおり令和6年2月16日付で送付済みですが再度送付させていただきます。

令和6年2月16日

内閣総理大臣認定適格消費団体
特定非営利活動法人消費生活ネットワーク新潟
理事長 堀田伸吾様

有限会社三興開発
代表取締役 西田 勝正

回 答 書

令和6年1月24日付「再々申入書」について、次のとおり、回答します。

第1 第12条（修正後）について

貴団体からのご指摘を受け、以下のとおり修正します。

「第20条2項(4)に基づき本契約を解除した場合、乙は1カ月以内に原状回復する。同期間経過後に本物件内に乙の所有物が残置されていた場合、現状を維持することが不可能又は著しく困難である緊急やむを得ない特別の事情があるときは、その必要の限度を超えない範囲内で当該残置物を撤去できる。」

第2 第20条第1項（修正後）について

貴団体からのご指摘を受け、以下のとおり、修正します。

第20条第1項(3)及び(4)を削除し、第20条第2項を再修正します。

「2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

(1)～(4) 中略

(5) 第17条第4項(2)に規定する届出義務の不履行により第18条第1項の履行が困難な場合又は、第18条第4項の禁止行為に違反した場合

(6) 中略

(7) 第25条第3項に規定する甲の請求にも関わらず、乙が連帯保証人の変更又は追加に応じない場合

(8) 修正前の(7)

(9) 修正前の(8)

第3 第28条について

貴団体からのご指摘を受け、「甲及び乙は、本契約における一切の紛争（調停による裁判手続きを含む）は、新潟簡易裁判所若しくは新潟地方裁判所を第一審の付加的合意管轄裁判所とする。」と修正いたします。

第4 第29条第12項（修正後）について

修正は不要と考えております。

当社としては、貴団体の指摘箇所は、必ずしも消費者契約法に違反するものとは考えておりませんが、総合的に検討した結果、上記のとおり一部修正するものです。

一方、貴団体が指摘されている箇所であっても、上記修正箇所以外については消費者契約法その他関係法令に必ずしも違反するものではなく、貴団体の修正要請は理由の無いものと考えております。

従いまして、上記修正した箇所を除き、本回答書をもって貴団体に対する回答は打切らせていただき、今後お問い合わせをいただいたとしても回答致しませんので、悪しからずご承知おきください。

以上